

高槻市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

(回答)

労働施策につきましては、ハローワーク茨木との共同運営による「ワークサポートたかつき」を平成19年3月に開設し、以来多くの求職者の就職が決まり、実績を上げています。今後も施設の周知に努め、より多くの利用者増に努めます。また、良質な雇用の確保・拡大につきましては、大阪府や関係機関と連携し、市内企業への雇用促進を図ってまいります。

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

(回答)

大阪雇用対策会議で策定された「雇用・支援プログラム」を基本に、就職困難者等に対する就労支援事業を継続して行っております。今後とも連携した取り組みを行ってまいります。

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

(回答)

専任の就労支援コーディネーター（就労相談員）を配置し、関係機関と連携し、一人ひとりに合ったきめ細かな就労支援を行っております。

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

労働福祉課発行の「ワーキングニュース」やホームページ等で法令順守を促す啓発活動に、今

後も取り組んでまいります。

(5) 【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウエイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

総合評価一般競争入札制度につきましては、平成19年度から工事請負契約において試行を実施し、平成21年度においても総合評価落札方式による入札を数件予定しています。業務委託契約においても、導入の準備を進めてまいります。

(6) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

「ワーキングニュース」やホームページ等で周知を行ってまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積（例：北部－バイオ、中東部－ロボット・ものづくり、南部－ナノテク、湾岸地域－先端電機産業）と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

市内製造業の競争力を強化するため、民間企業での経験・知識を有するビジネスコーディネーターを派遣するほか、地元企業間のネットワーク強化を図るため「高槻市ものづくり企業交流会」の取り組みを支援するなど、市内中小企業間の連携とマッチングに取り組んでおります。

また、平成21年度は国が推進するバイオマス・ニッポン総合戦略に基づいた「バイオマスタウン構想」の策定に取り組んでまいります。

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

平成18年4月に施行した「高槻市企業立地促進条例」に基づき、5社7件の事業者指定を行い、奨励金を交付しています。なお平成21年4月に奨励制度を拡充した改正条例を施行し、さらなる企業立地の促進に取り組んでまいります。

- (3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。
- ① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

保証協会の保証付融資である市融資制度の利用につきましては、申込件数が前年度と比較して増加しており、活用されていると考えております。今後も融資相談者の実態を把握して、府融資を含め最も適した融資の紹介ができるよう、相談受付業務の充実を図ってまいります。

- (3)－② 地場企業への官公需の優先発注

(回答)

市内業者（中小企業）の指導育成を基本としております。また、官公需法につきましては、その趣旨を十分理解いたしております。

- (4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

財全国中小企業取引振興協会が実施する下請適正取引ガイドラインの普及啓発活動等について市内中小企業への周知を図り、公正な取引の啓発に努めております。

3. 行財政改革施策

- (1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

本市は総合計画で将来の都市像を「心ふれあう 水とみどりの生活・文化都市」と定め、まちづくりの目標としております。これらの実現に向けた取り組みである「子育て・教育・食育」をはじめとする5つの重点施策の一層の推進を図るためには、限られた財源を最大限に活用することが必要です。こうした施策の実現に向け、また市民が真に必要とする行政サービスの充実に向けまして、効果的・効率的な行政運営をめざして行財政改革に取り組んでいるところです。

こうした施策の目標や取り組みの状況については、議会への報告やホームページ等を活用して市民にお示ししております。

- (2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。
- ① 住民の安心・安全を最も重視すること。
- ② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視す

ること。

- ③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。
- ④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(一括回答)

(2)①～④について、行財政改革の具体化にあたっては、市民の「安全・安心」はもとより、地域の特性やニーズに即した市民にとって真に必要な行政サービスの充実を図ることを目標として取り組んでいるところです。計画の策定や取り組み状況につきましては、市民等が参画する行財政改革懇話会のご意見をいただきながら、議会への報告ならびに市の広報紙やホームページを通じて公開しております。個々の取り組みにつきましても、関係事業課等との調整のもとに進めております。

- (3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

権限・財源移譲など、地方分権の進展が図られることは、本市が中核市に移行した経過からも、住民の自己決定権が広がり地方自治の強化につながると考えております。地方分権改革推進委員会による勧告や大阪府の「大阪発“地方分権改革”ビジョン」など、分権改革の議論が高まるなか、今後も本市にとって真に価値があり税財源に裏付けされた地方分権に向けて、前向きにかつ主体的に取り組んでまいります。

- (4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

地方税財源の充実確保に向けては、大阪府市長会等を通じて国に要望を行っております。

4. 福祉・医療施策

- (1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

本市の休日・夜間の救急医療体制につきましては、従来より高槻島本夜間休日応急診療所において、内科・外科・小児科の各診療科目で準夜及び深夜帯を含めた365日診療体制を確立しております。産科医療を含む救急医療につきましては、二次救急・三次救急とその確保に努めております。

また、医師・看護師の不足解消などは国や大阪府が対応されるべきものですが、本市といたしましても市医師会や大阪医科大学等の協力を得て対応してまいりたいと考えております。

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修等の充実につきましては、実地指導監査において指導しているところです。また、従業員の処遇につきましても、実地指導監査時に労働関係法規の遵守等を指導しております。

さらに、平成21年度から市独自の施策として、その業務の一部を社会保険労務士等に委託した場合に要する費用の一部を補助する等、引き続き事業者への指導及び支援を行ってまいります。

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

障害者自立支援法については、現在法改正に向け国で検討されているところであり、その動向を踏まえ対処してまいりたいと考えております。

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実を図ること。

(回答)

市民及び精神障がい者や家族が、こころの病や精神障がいをもちながらも安心して安全に生活ができる地域社会づくりを推進するために、こころの健康相談を行ってまいります。

また自殺の原因となるうつ病等の予防のため、病気に対する理解を深め、身近に起こり得る問題としてこころの健康に関心をもてるような講座等による普及啓発を行ってまいります。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを生み育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

① 保育所の待機児童の早期解消

(回答)

本市では認可保育所での保育を基本としており、昭和51年度以降は、迅速な保育所整備を図ることとして社会福祉法人による保育所の新設・既存保育所の増築・増改築及び定員増によって受け入れ児童数の拡大を図ってまいりました。しかし、近年急速に保育需要が増大していることから、待機児童が存在している状況にあります。

当面は待機児童解消のためにさらなる保育所の新設や定員増も必要で、今後も適切に保育需要を把握し、民間活力を活用した保育所整備を推進してまいります。

(1)ー② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充（休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など）

(回答)

平成21年度より、南平台保育園及び（仮称）城南保育園において2時間延長保育を実施してまいります。その他の保育制度については、需要を勘案し方向性を検討してまいります。

ファミリーサポート事業につきましては、会員獲得に向け広報活動の強化を図り、事業の充実に努めます。また、地域における子育て支援の充実に向け会員の市全域への拡充に取り組みます。

(1)ー③ 地域コミュニティとの関わりの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

(回答)

地域子育て支援センター・庄所子育てすくすくセンターにおいて、地域の福祉委員会や民生委員児童委員等と連携し、各地域の公民館やコミュニティセンターで定期的に出前保育・出前ひろばに取り組んでいます。今後も地域の福祉委員・児童委員等と連携協力しながら地域の子育て力を高める取り組みを進めてまいります。

(1)ー④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

(回答)

民間保育所に対しては、保育所運営費の補助に加え適正な助成を行ってまいります。

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

昼間の警備員配置については、大阪府の学校安全交付金制度を活用し配置しています。なお今後の学校安全対策については、国や府の動向等に留意し検討を行ってまいります。

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

35人学級編制については、大阪府教育委員会と連携し継続して実施できるよう要望してまいります。また、3年生から6年生を対象として少人数指導員を市独自で配置し、学習意欲の向上や学習習慣の定着を図ってまいります。

「ものづくり教育」については、実践的・体験的な学習活動の充実を図るとともに、創造意欲が高まるよう研究してまいります。

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

児童虐待等の未然防止と早期発見・対応に向け、児童虐待通報対応及び要保護児童対策地域協議会の運営を担い、関係機関と連携しネットワークによる支援を行っています。また、地域住民への周知を図る取り組みを実施し、今後も児童虐待等対策の充実に向け取り組んでまいります。

子育て総合支援センターにおける児童家庭相談により、子育て不安等に対し、専門職による対応・支援等を行っておりますが、職員の専門性を向上させ相談機能を強化するとともに、関係機関との連携体制の強化を図り児童虐待等の未然防止に努めてまいります。

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

配偶者暴力防止法の改正に伴い、本市においても市基本計画の策定ならびに配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設のあり方について調査・研究いたします。

男女共同参画センターにおいて、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスに関する相談を含めた一般相談・法律相談・こころと体の電話相談を実施しており、市の広報紙・情報誌・パンフレット等で市民への周知を図っています。また、一般相談の相談員については2人体制とし、大阪府などが実施する相談員向けの研修を活用して、新たな課題にも対応できるよう相談能力の向上に努めています。

本市においては、高槻市DV対応連絡協議会を設置し、市内外の各関係機関との連携・協力を図るとともに、大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議などにより、府・他市等との連携を図っています。

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。
また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

「たかつき男女共同参画プラン」については、平成19年度に「施策の指標」など実効性を高めるための見直し改訂を行いその進行管理をするとともに、「高槻市男女共同参画推進条例」の推進及び周知に努めてまいります。

5 について独自要請

男女が共に働きながら安心して子どもを生み育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

学童保育室の待機児童の解消

(回答)

平成17年度から待機児童の解消に向けて保育室の整備を継続して実施しております。平成21年度は芥川・磐手・北大冠で2室目の保育室を整備します。今後も必要に応じて対応を検討してまいります。

各審議会等への女性参画目標として当面、40%をめざすこと。

(回答)

本市における審議会等委員の女性委員の割合は、「改定男女共同参画プラン」において目標値を50%と定め、取り組んでおります。

政府の子ども・子育て応援プランが掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成に向けて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を推進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

現在の「高槻市次世代育成支援行動計画」では、育児休業取得の啓発を行う事業として、男性の育児休業取得体験談（男女共同参画センター）や市広報のホームページ・ワーキングニュースでの啓発（労働福祉課）を実施しております。平成22年度からの次世代育成支援行動計画の後期行動計画の策定につきましては、国の計画策定指針において「仕事と生活の調和の実現の視点」が基本的事項として挙げられており、これを踏まえながら、男性の育児休業取得の推進につきましても、課題として計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、施策を強化すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門（家庭・オフィス）など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

地球温暖化防止施策につきましては、「環境基本計画」に基づき、省エネルギーの推進やヒートアイランド対策の啓発などに、市民・事業者及び関係行政機関との連携を進めながら取り組んでおります。引き続き市民・事業者と協働し、実効ある取り組みを進めてまいります。

また、平成18年度に策定した「地域新エネルギービジョン」に基づき、平成19年度から市民の新エネルギー設備設置に対する補助制度を創設するとともに、公共施設への太陽光発電設置を行うなど、新エネルギー導入促進に取り組んでまいります。

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

循環型社会形成に向け、古紙・びん・空き缶等のリサイクルごみやペットボトルの回収事業を進めるとともに、自治会等が実施する集団回収事業についても奨励金制度を改正するなど、拡大

に向け支援を行っているところです。

要請の諸課題につきましては、昨年改定を行った「高槻市一般廃棄物処理基本計画」及び「ごみ減量化推進計画」に基づき、「大阪府循環型社会形成推進条例」を踏まえながら、3Rを含む様々な施策を推進してまいります。

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

大規模災害に備えた対策の推進については、本市重点施策のひとつである「安全・安心のまちづくり」を推進するため年次的・計画的に予算措置し、大阪府をはじめとする関係機関と連携するなかで地域防災力の向上に努めています。

校舎の耐震化につきましては、平成21年度と22年度の2年間で、一次診断結果で耐震性能の低かった校舎の二次診断を早期に実施し、大規模な地震で倒壊または崩壊する危険性が高いIS値0.3未満の見極めを行ってまいります。この二次診断結果を踏まえた耐震化の優先順位を基本とし、耐震補強工法や工事期間・事業費等の耐震化計画の検討に取り組み、可能な限り早期に耐震工事を進めてまいります。

また耐震診断及び改修の補助制度につきましては、耐震診断・改修補助の市民ニーズは年々増加しており、それに応えるべく簡易改修補助制度の創設等、制度の拡充を図っております。

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

市民への安全啓発や防犯パトロールなど様々な防犯施策において、大阪府警察（高槻警察署）と連携して事業を実施しているところです。また、地域における安全施策についても、地域防犯の要となる防犯協議会等と連携して見守り活動の推進などに努めています。

本市学校安全推進事業の一環として、地域で子どもを悪質な事件や犯罪から守るため、トラブルが生じた時すぐに駆け込める「子ども110番の家」の旗掲示協力家庭に対して旗の更新や見舞金保険適用を行うとともに、「子どもの安全見守り隊」（セーフティボランティア）につきましては説明会の開催や事例発表会等を行っております。常に人がいる店舗等につきましても、「子ども110番の家」の旗掲示協力を要請し、地域での犯罪抑止効果の向上に努めております。今後も引き続き保護者・地域教育協議会・地域住民等のボランティア活動とも連携し、安全対策に努めてまいりたいと考えております。

また、防犯教室等を関係諸機関と連携して実施するとともに、保護者の参加や支援を呼びかけ、効果的な安全指導を行ってまいります。

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

本市においては、地元産の安全・安心な米をはじめ玉ネギ、ジャガイモ等の野菜についても直売所・朝市等で販売するとともに、学校給食の食材としても導入を進めています。特に米については、米粉パン給食の導入を図っています。今後も地産地消に積極的に取り組み、「食育推進計画」に掲げる目標達成に努めてまいります。

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

人権侵害による被害者救済のためには、真に独立性・迅速性・専門性を備えた実効性のある法的処置が必要であると認識しており、平成14年10月には内閣総理大臣宛に直接要望書も提出したところです。また市長会を通じまして、法的措置を早期に講じられるよう国に対して要望しております。今後とも、引き続き大阪府とも連携し、市長会を通じて要請してまいります。

また、大阪府と連携した人権啓発活動につきましては、広報紙で土地差別に関する問題を取り上げ、市民の皆様への警鐘と協力をお願いしてきたところです。

さらに、現在社会的に問題となっている戸籍や住民票の不正請求事件に対しましては、大阪府との連携のもと、平成21年度中にも第三者からの請求に対する通知制度の実施を検討しています。この制度の実施により不正請求に対する歯止めがかけられ、人権問題の発生を未然に防げるものと考えています。

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市は昭和58年に「非核平和都市宣言」を行い、この間平和と人権の尊重を市政の重要な柱の一つとして位置付け、行政運営を行っております。

毎年8月には平和展を実施し、市民の皆様とともに平和について考え、平和の尊さを学んでまいりました。平成19年度は戦争の体験談をDVD化し、平成20年度には紛争の犠牲者を取り上げるなど、戦争の悲惨さと平和の尊さを訴えており、平成21年度におきましても引き続き戦争に対する意識が風化しないように平和展等を通じて啓発に努めてまいりたいと考えております。